

岐阜県未来戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 県政に関する最上位の総合計画であり、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付ける県総合戦略の策定、フォローアップ等に関し、有識者から意見を聴取することを目的とする岐阜県未来戦略会議（以下「未来戦略会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 未来戦略会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 総合戦略の策定又は変更（軽微な変更を除く。）に向けた県の目標、政策の方向性等に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況や重要業績評価指標の進捗状況等のフォローアップに関すること。
- (3) その他、前各号に掲げる事項を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 未来戦略会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、産学金労言等の有識者から、知事が選任する。
- 3 未来戦略会議に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 未来戦略会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 未来戦略会議の事務局は、岐阜県総合企画部総合政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、未来戦略会議の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。